

アメリカ合衆国国務省

鋭意外交活動

ホーム≫民主主義・世界的課題担当次官≫民主主義・人権・労働局≫リリース≫国際的信教の自由≫
国際的信教の自由に関する報告（2009年）≫中近東および北アフリカ≫チュニジア

チュニジア

民主主義・人権・労働局

国際的信教の自由に関する報告（2009年）

2009年10月26日

チュニジア憲法は、公共の秩序に反しない限りにおいて、信教の自由及び宗教的慣例に従う自由を保証している。しかしながら、チュニジア政府は、この権利に一定の制約を課している。同国憲法によれば、イスラム教の教えに忠実であることが国の定めであり、イスラム教が国教であり、国の大統領はイスラム教徒でなければならない。

当報告の対象期間において、チュニジア政府の信教の自由尊重に関する状況に変化は見られなかった。政府は、イスラム教からの改宗の試みを禁じるとともに、ヒジャーブ（イスラムスカーフ）などの宗教的装いに制限を課している。国内外の人権団体によれば、ヒジャーブを被る女性および伝統的イスラム衣装まとう男性と髭を持つ男性に対する警察によるいやがらせが報告されている。当報告の対象期間において、政府は、宗教的許容性促進に関するいくつかの会議を開催した。

イスラム教からの改宗者は村八分にされる。中・上流階級の世俗主義者は女性がヒジャーブをまとうことを嫌う。プレスは、反イスラエルの恥辱的風刺画を載せている。

アメリカ政府は、人権擁護総合的政策の一環として信教の自由につきチュニジア政府と協議している。

セクションI 宗教人口統計

チュニジアは、63,170平方キロの国土と、1,050万人の人口を有している。人口の99パーセントはイスラム教徒であり、圧倒的にスンニー派により占められている。残りの1パーセントは、シーア派、「ツルク」と呼ばれる宗派に属する土俗的マラブー派イスラム教徒、バハーイー教徒、ユダヤ教徒およびキリスト教徒である。

キリスト教徒は、外国人居住者および少数のヨーロッパ・アラブ系土着民からなり、およそ25,000人が国中に広がっている。20,000人がローマカソリックとみられ、うち500人は敬虔なカ

ソリックである。カソリック教会は、12 の教会、9 の学校、数軒の図書館および 2 つのクリニックを運営している。プロテスタントも 2000 人ほどいるが、そのうち数百人はキリスト教への改宗者である。ロシア正教は 100 人ほどの信者を持ち、チュニスとビゼルテに教会を持っている。フランス改革派教会もチュニスに教会を持ち、外国人を主体とする信徒は 140 人ほどとみられている。英国国教会もチュニスにあり、数百人の信者はほとんどが外国人である。セブンスデー・アドベンティスト派信者は 50 人ほどで、ギリシャ正教は 30 人ほどの信徒と 3 つの教会（チュニス、スース、ジェルバ）を持っている。エホバの証人宗派の信徒がおよそ 50 人いるが、その半分は外国人居住者である。

ユダヤ教はチュニジアでは 3 番目の宗教であり、1500 人の信者がいる。その三分の一は首都チュニス及びその周辺に住んでいるが、残りはユダヤ人社会として 2500 年の歴史を持つジェルバ島に住んでいる。

セクション II 信教の自由の尊重に対するチュニジアチュニジア政府の立場

法的・政策的枠組み

チュニジア憲法は、公序に反しない限りにおいて、信教の自由及び宗教的慣例に従う自由を保証している。しかしながら、チュニジア政府は、この権利に一定の制約を課している。同国憲法によれば、イスラム教の教えに忠実であることが国の定めであり、イスラム教が国教であり、国の大統領はイスラム教徒でなければならないと定めている。政府は、イスラム教からの改宗の試みを禁じるとともに、女性のヒジャーブ（イスラムスカーフ）や男性の髭とカミス（膝までのシャツ）などの宗教的装いに制限を課している。

チュニジア政府は、宗教的政治結社を許さず、依然としてイスラム原理主義のアナッダ派を認めていない。政府は、宗教的結社は過激派の温床となりうるという考えで、政治結社が過激行動、敵対行為、テロなどに走るのを防ぐことで社会の安寧が保てるのだと主張する。政府は、イスラム原理主義者を厳しく監視しており、原理主義者の疑いのあるものにはパスポートを発行していない。パスポートを停止する権限は裁判所のみにあるのだが、政治的に慎重を期すケースにおいてはこの裁判所の特権が守られることは稀であると報じられている。

1981 年から 1986 年の政令では、政府オフィス内での宗教的装い（一般にヒジャーブを指すと考えられる）を禁じ、女性が公道や一定の公共の場でヒジャーブを被らないよう求めている。2006 年、下級裁判所は、この 1986 年の政令は憲法違反であり、拘束力を持たないと判決を下した。政府見解によれば、ヒジャーブを被っていることは 原理主義者グループの一員であることを表すものであり、政治的目的を宗教の陰に隠すものであり、現代イスラム学派によればヒジャーブを被ることは義務ではない、と言う。政府は、ヒジャーブを外国由来の宗教的宗派の衣装とみなし、公的機関におけるヒジャーブ禁止は公務員の中立性を守るために必要なルールであるとしている。

イスラム教から他の信仰への改宗を禁じる法律はなく、改宗の登録も求められていないが、改宗者は役人からしばしばいやがらせを受けたり差別を受けたりすることがあり、役所的なやり方で改宗をやめるよう仕向けられることがある。

イスラム教から改宗しようということは公序を妨げるものとみられ、違法とされる。チュニジア政府は、かつて、非イスラム教徒の外国人を改宗の疑いで国外退去させ再入国を認めなかったことがあるが、最近の報告によれば、政府は、布教者の容疑のある者のビザ更新を認めないとか、雇用契約を延長しないよう雇用者に圧力をかけるとかの方法を取るようである。

シャリーア（イスラム聖法）に基づく慣習法により、チュニジア政府は、イスラム教徒の女性が国内で異教徒と結婚することを禁じている。ただし、海外におけるそのような結婚は通常認められている。しかしながら、時にはそのような結婚は違法であるとし裁判所の判決に従うよう求められることもある。イスラム教に改宗した男性はイスラム教徒の女性と結婚することが出来る。イスラム教徒の男性が異教徒の女性と結婚した場合、お互いの相続権は与えられず、生まれた子供はみなイスラム教徒とみなされ、異教徒である母親からの相続は受けられない。

一般に、シャリーアに基づく民法解釈はある特定の家族のケースにのみ適用される。そのような家族とは、子弟・子女が均等に遺産相続を受けることを保証すべく両親と子供たちとの間に売買契約を結ぶことにより相続に関するシャリーアの制約を逃れる家族である。

成文化された民法は存在する。しかしながら、裁判官のシャリーア解釈が法律と相反する場合、裁判官の判定が成文化された家族法ないし相続法に優先するとされてきた。たとえば、成文法は女性に未成年の子供の保護者となることを認めているのだが、父親との争議がある場合は、裁判官は母親が子供を連れて国を離れることを許可しない。家長である父親が子供の旅行を許可する権限を持っているというシャリーアの決まりがあるからである。

チュニジア政府はモスクを管理し、補助金を出してイマムス（聖職者）のサラリーを払っている。大統領が国のイスラム教指導者を任命する。1988 年モスク法によれば、政府の指導によりモスク内の活動が取り仕切られ、モスクは礼拝及び認可された宗教行事（結婚式や葬式）以外の時は閉館されることになっている。しかし、いくつかの歴史的に貴重とされているモスクはツーリストなどの訪問者のために週に何日か一日 2～3 時間公開されている。モスクの新設は国の都市計画規則にしたがうものとし、完成後は政府の所有物となる。政府は、モスクをイデオロギーの教宣活動のために利用する者は告訴されることありうべしとイマムスに告知していると言われている。

チュニジア政府は、1956 年の独立以前に設立されたキリスト教およびユダヤ教の団体を認めている。キリスト教教会は改宗活動を除き自由に活動することが認められているが、教皇庁との 1964 年の政教条約によりカソリック教会のみが正式に認められている。チュニジアの全宗派のための 14 の教会の認可に加え、政府は、その他の教会の活動を認める 18～19 世紀のチュニス地方長官署名の公有地払い下げを認めている。時には、カソリック宗派やプロテスタント宗派は個人の住宅等

で宗教儀式を行うこともある。

宗教団体は、宗派としての言論と報道の自由に制約を課されている。局所的に刊行される印刷物は出版・配布前に政府の許可を得ねばならないという法律はない。しかしながら、宗教団体によれば、政府はアラビア語によるキリスト教教本の出版・配布をほとんど許可しないという。許可済みの西欧言語による宗教的出版物の配布には問題はないが、認可された教会だけが宗教的出版物を教区民に配布することを認められる。認可されていない他の宗教団体による宗教的出版物の配布行為は公序に対する脅威とみなされ、違法となる。

チュニジア政府は、ユダヤ教徒に対し礼拝の自由を認め、グランド・ラビ（ユダヤ教指導者）のサラリーを支給している。また、すべてのシナゴグの安全を保護し、その維持・修復費用を一部補助している。政府役人はチュニスのユダヤ教墓地の芝地の維持管理の責任を負っている。

政府は、ユダヤ教徒が私立の神学校を運営することを許可し、ジェルバ島のユダヤ教の子弟が公立の宗派学校と私立の神学校に分かれて学ぶことを認めている。2008年6月、マガレビアのサイトに報じられたところによると、ユダヤ教徒の学生とイスラム教徒の学生と一緒に学べる学校は公立のエッスアーニスクールしかなかった。ジェルバ島では、土曜日を聖なる日とするユダヤ教徒の学生のため、学校当局は、土曜日にはユダヤ教徒の学生はユダヤ教の学校で宗教学のクラスに出席する一方でイスラム教徒の同級生はイスラム教の教科クラスに出ることとした。チュニスにも、小さなユダヤ教の私立校がある。

チュニジア政府は、バハーイー宗派をイスラム教の異端宗派のひとつとみなし、その信者が内々に信仰することを認めている。バハーイー教徒が私邸で全国評議会を開くことは認められており、2004年以来地方自治体としての地方宗教議会の選挙がおこなわれている。

公立学校においては、イスラム教の宗教教育を行うことが義務とされているが、中学校の宗教教科にはユダヤ教およびキリスト教の歴史も含まれている。ゼイツーナ・カラニック・スクールはまた別の宗派であるが、国立大学システムの一部となっている。

宗教的 NGO および宗派の NGO のいずれも集会の自由に制約を課す一つの法的・行政的規則により管理されている。例えば、いかなる NGO でも公共の場で集会を開く場合、その3日以上前に政府に通告し、集会の全参加者のリストを内務省に提出する事が求められている。チュニジア政府は、限られた数の非政府組織（NGO）の慈善団体の運営と社会奉仕活動を認めている。

チュニジア政府は、イスラム教の聖なる日である犠牲祭イード・アル・アドハ、イスラム正月、預言者マホメットの誕生日、およびラマダン明けのイード・アル・フィトルを国の祭日と定めている。

信教の自由に対する制約

1956 年の独立以来、チュニジア政府は、教会新設の法的ステータスを求めるプロテスタントキリスト教徒グループを一切認めてこなかった。そのため、ほとんどのキリスト教団体は登録申請を試みることをもはやしなくなってしまった。

政府は 1999 年のチュニスユダヤ人会の登録申請に許可を出さなかったが、協会会長と理事会は毎週の集会を続け、宗教活動や慈善活動を妨げられることなく実施してきた。2007 年 4 月 2 日にメドニンの知事はジェルバのユダヤ人会の登録申請に許可を出した。このグループは、正式な許可の出る前も許可後も変わらずにその宗教活動や慈善活動を何の妨げもなく行ってきた。

女性が、オフィス内、路上、大学内、および一定の公共の場においてベールを外すよう警官に求められたという報告があるが、女性が様々な公共の場でヒジャーブをまとっている姿を見るのはごく当たり前のこととなっている。

学校職員がヒジャーブをまとうことを罰したり阻んだりするため懲戒処分を取ったというケースがいくつかあった。地方の NGO によると、2008 年 7 月 3 日、ダル・チャアバン・エル・フェリ祭に 11 月 7 日リセの事務職員が行事における賞を受けるに当たり女子学生にヒジャーブを取ることを求めたという。また、ある地方 NGO によると、2008 年 9 月 13 日、シディ・ブジッドの上級工科院の長が、ヒジャーブをまとった女性に今後ヒジャーブを被ることをやめ、その禁を破った場合は退学となることを認めるという文書に署名することを求めたと言う。2009 年 5 月、地元 NGO の報告によれば、スファックスの高等バイオ技術院では 4 月 30 日に 6 人の女学生が停学処分を受け、今後ヒジャーブを被らないという誓約書に署名するよう求められたと言う。

髭を生やした男性やイスラムの伝統的衣装をまとった男性が警官から嫌がらせを受けたり拘束されたりというケースはいくつも報告されている。人権擁護弁護士によれば、政府は、モスクで頻繁に礼拝するイスラム教徒に定期的に尋問をかけたり拘束したりしていたという。

信教の自由の誤用

2007 年および 2008 年、いくつかの人権団体の訴えと被告側弁護士によれば、何人かの男性がそのイスラム的風采、頻繁なモスク礼拝、あるいはイスラム信仰に係るその他の行動のかどで逮捕されたという。

チュニジアでは、宗教上の収監あるいは拘禁の報告はない。

強制的改宗

未成年の米国人の拉致あるいは米国からの違法退去、あるいはそういった米国人の米国への帰還不許可の報告はない。

信教の自由に係る状況改善及び前向きな展開

チュニジア政府は、宗教的許容性に関する会議やセミナーを定期的に行い異教徒間の理解の促進を図ってきた。たとえば、2009年2月16～17日、政府は、「宗教的情報と我々の時代における課題」と題する宗教的許容性促進のための国際セミナーを開催した。

政府は、ジェルバのエル・グリバ・シナゴグへのユダヤ教徒の毎年恒例の巡礼を支援促進し、2009年5月11～12日のラグ・ボメールユダヤ教祝日を祝った。新聞報道及び目撃者によれば、およそ6000人のユダヤ人（大部分がチュニジアと繋がりを持つ）が海外から訪れ、巡礼に参加した。ジェルバユダヤ人会会長によれば、2002年に21人の死者を出したアル・カイダによるシナゴグ襲撃以来では最大の数の参加者を得たとのこと。地元のユダヤ人主導者の言では、巡礼者の20～25％は2004年に施行された旅行緩和政策の下で渡航できるようになったイスラエル人であった。

セクション III 信教の自由への社会的配慮の状況

改宗は違法とされているのだが、イスラム教から他の宗派への改宗に対する社会的圧力は非常に大きい。

中・上流世俗主義者が女性のヒジャーブ着用を阻止する働きかけを長く続けてきたにもかかわらず、様々な社会的・宗教的理由により、ヒジャーブを着用しようとする女性の数はこの報告対象期間中も増加し続けたのである。

イスラエルおよびイスラエル人の関心事を表す漫画には軽蔑に満ちた風刺画がよくある。漫画は国外で描かれ、国内で再版されたものである。

セクション IV 米国政府のポリシー

米国政府は、チュニジア政府との間で、人権促進総合政策の一環として、信教の自由に関する協議を行っている。アメリカ大使館はチュニジア中の多数派宗教グループ及び少数派宗教グループのいずれとも良好な関係を保っており、大使をはじめ大使館員は、報告対象期間中、チュニジア政府当局およびイスラム教、キリスト教およびユダヤ教のそれぞれの宗教団体と定期的な会合を持ってきた。大使と大使館員は、ラグ・ボメールユダヤ教祝日を祝うユダヤ教徒の例年の巡礼の際に、ジェルバのエル・グリバ・シナゴグを訪れ、地元の宗教指導者たちと会合を持った。大使館は、宗教的許容性と多元性に関するアメリカの伝統を浮き彫りにするように作られたテーマを含め定期的な交流を続けてきた。

[トップページに戻る。](#)